電気料金プラン約款【ポイントでんきプラン】【ポイントでんきプラン(C)】の新旧対照表

	(#C) #F 161 A = - > 46+6 (0000 fr 4 Ft 4 Ft fr)	(ID) To the A of the (1000 to 10 D 1 D to 10 D
72 Th	(新)電気料金プラン約款(2023年4月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2022 年 12 月 1 日実施)
名 称	電気料金プラン約款	電気料金プラン約款
	【ポイントでんきプラン】 【パイントでんきプラン (の)】	【ポイントでんきプラン】 『パイントでんきプラン
	【ポイントでんきプラン (C)】	【ポイントでんきプラン (C)】
実施期日	1 実施期日 	1 実施期日
	電気料金プラン約款は、 <u>2023 年 4 月 1 日</u> より実施いたします。	電気料金プラン約款は、 <u>2022 年 12 月 1 日</u> より実施いたします。
定義、契約種別、日割計算、電気料		2 定義
金プラン約款の変更および廃止	次の用語は、電気料金プラン約款において、それぞれ次の意味で使用し、その他の用語については、	次の用語は、電気料金プラン約款において、それぞれ次の意味で使用し、その他の用語については、
	電気需給約款に規定するところによります。	電気需給約款に規定するところによります。
	(1) 貿易統計	(1) 貿易統計
	関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。	関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。
	(2) 平均燃料価格算定期間	(2) 平均燃料価格算定期間
	貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間と	貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間と
	し、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日	し、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日
	までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月	までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月
	31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日か	31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日か
	ら11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの	ら11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの
	期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日	期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日
	までの期間といたします。)をいいます。	までの期間といたします。)をいいます。
	3 契約種別	
	(1) ポイントでんきプラン	(1) ポイントでんきプラン
	イ 適用条件	イ 適用条件
	電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。	電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
	(イ) 契約電流が60アンペア以下であること。	(イ) 契約電流が60アンペア以下であること。
	(ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計	(ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計
	(この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。) が50キロワット未満であるこ	(この場合、10アンペアを1 キロワットとみなします。) が50キロワット未満であるこ
	と。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望	と。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望
	され、かつ、お客さまの電気の使用状態、 <u>一般送配電事業者等</u> の供給設備の状況等から当	され、かつ、お客さまの電気の使用状態、 <u>一般送配電事業者</u> の供給設備の状況等から当社
	社または <u>一般送配電事業者等</u> が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたと	
	きは、(イ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用	は、(イ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用す
	することがあります。この場合、 <u>一般送配電事業者等</u> によりお客さまの土地または建物に	ることがあります。この場合、 <u>一般送配電事業者</u> によりお客さまの土地または建物に変圧
	変圧器等の供給設備が施設されることがあります。	器等の供給設備が施設されることがあります。
	STATE OF THE PROPERTY AND ACTION OF THE STATE OF THE STAT	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

ハ 契約電流

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは

交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとい

たします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合に

は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは

交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合に

(新) 電気料金プラン約款(2023年4月1日実施)

- (4) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。
- (ロ) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。

二 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)二(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
 - b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)二(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て) =電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流	10 アンペア	
契約電流	15 アンペア	001 ⊞ 00 ↔
契約電流	20 アンペア	891 円 00 銭
契約電流	30 アンペア	
契約電流	40 アンペア	1, 188 円 00 銭
契約電流	50 アンペア	1,485円00銭
契約電流	60 アンペア	1,782円00銭

(二) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロ	01 ET 02 €±
ワット時につき	21 円 33 銭

(旧) 電気料金プラン約款(2022年12月1日実施)

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。
- (ロ) 一般送配電事業者により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。

二 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)二(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
 - b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)二(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て) =電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

0 0 7 0		
契約電流	10 アンペア	
契約電流	15 アンペア	0E0 ⊞ 00 0±
契約電流	20 アンペア	<u>858 円 00 銭</u>
契約電流	30 アンペア	
契約電流	40 アンペア	1,144円00銭
契約電流	50 アンペア	1,430円00銭
契約電流	60 アンペア	1,716円00銭

(二) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロ	21 ⊞ 04 ₹±
ワット時につき	<u>21 円 04 銭</u>

(机) 电気料並ノブノ削減(2)	023 年 4 月 1 口美旭)
120 キロワット時をこえ	
300 キロワット時までの 1 キロ	<u>25 円 80 銭</u>
ワット時につき	
300 キロワット時をこえる 1 キ	20 ⊞ 75 全
ロワット時につき	<u>28 円 75 銭</u>

(年) 重与料全プラン約款 (2002 年 / 日 1 口宝体)

ホ dポイントの進呈

(イ) 当社は、支払期限日までにお支払いいただいた電気料金に基づき、(ロ)により計算される dポイント数を株式会社NTTドコモへ提供します。当社が株式会社NTTドコモに提供 した情報に基づき、株式会社NTTドコモよりお客さまに dポイントが進呈されます。進呈された dポイントは、株式会社NTTドコモのウェブサイトにてご確認いただけます。 お客さまの d アカウントの IDおよびパスワードはあらかじめ当社にお知らせいただきま オ

契約がClubTOHOGASに登録されていない場合、お客さまのdアカウントが失効した場合、dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社NTTドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの進呈のための条件を満たさなくなった場合は、dポイントは進呈されません。なお、dポイントが進呈されなくなった場合でも契約は継続いたします。

dアカウントに関する事項およびdポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他のdポイントに関する事項はdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約によるものとします。

当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。

(ロ) お客さまに進呈される d ポイントは、下表の乗率によって計算いたします。 計算結果は1円未満の端数は切り捨て、1円を1 d ポイントといたします。

基本料金、電力量料金および燃料	進呈率
費調整額の合計	
(1円未満の端数は切り捨て)	
5,000円未満の場合	2%
5,000円以上8,000円未満の場合	4%
8,000円以上20,000円未満の場合	6%
20,000円以上の場合	8%

へ ClubTOHOGAS等によるお知らせ

当社は原則として、契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メールにてお客さまに行います。お客さまが契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メール以外の方法を希望される場合、dポイントを進呈できないことがあります。

(2) ポイントでんきプラン(C)

イ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(旧)電気料金プラン約款(2022 年 12 月 1 日実施)	(旧)	電気料金プ	ラン約款	(2022年12	月 1 日第	ミ施)
---------------------------------	-----	-------	------	----------	--------	-----

120 キロワット時をこえ	
300 キロワット時までの 1 キロ	<u>25 円 51 銭</u>
ワット時につき	
300 キロワット時をこえる 1 キ	20 ET 46 €±
ロワット時につき	28 円 46 銭

ホ dポイントの進呈

(n) 当社は、支払期限日までにお支払いいただいた電気料金に基づき、(ロ)により計算される dポイント数を株式会社NTTドコモへ提供します。当社が株式会社NTTドコモに提供 した情報に基づき、株式会社NTTドコモよりお客さまに dポイントが進呈されます。進呈された dポイントは、株式会社NTTドコモのウェブサイトにてご確認いただけます。 お客さまの d アカウントの ID およびパスワードはあらかじめ当社にお知らせいただきま ま

契約がClubTOHOGASに登録されていない場合、お客さまのdアカウントが失効した場合、 dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社NTTドコモが定めるdアカウント 規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの進呈のための条件を満たさ なくなった場合は、dポイントは進呈されません。なお、dポイントが進呈されなくなった場合でも契約は継続いたします。

dアカウントに関する事項およびdポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他のdポイントに関する事項はdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約によるものとします。

当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負い ません。

(二) お客さまに進呈される d ポイントは、下表の乗率によって計算いたします。 計算結果は1円未満の端数は切り捨て、1円を1 d ポイントといたします。

基本料金、電力量料金および燃料	進呈率
費調整額の合計	
(1円未満の端数は切り捨て)	
5,000円未満の場合	2%
5,000円以上8,000円未満の場合	4%
8,000円以上20,000円未満の場合	6%
20,000円以上の場合	8%

へ ClubTOHOGAS等によるお知らせ

当社は原則として、契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メールにてお客さまに行います。お客さまが契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メール以外の方法を希望される場合、dポイントを進呈できないことがあります。

(2) ポイントでんきプラン(C)

イ 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(新) 電気料金プラン約款(2023年4月1日実施)

(ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満で あること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さま が希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者等の供給設備の状況等 から当社または一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについて も適用することがあります。この場合、一般送配電事業者等によりお客さまの土地または 建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは 交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとい たします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合に は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

(4) 契約容量は、別紙3(契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。

(ロ) 必要に応じて<u>一般送配電事業者等</u>により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。

二 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)二(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
 - b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て) =電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める算定期間 1か月につ

(旧) 電気料金プラン約款(2022年12月1日実施)

- (ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満で あること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さま が希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた ときは、(イ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適 用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に 変圧器等の供給設備が施設されることがあります。
- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは 交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとい たします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合に は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

(4) 契約容量は、別紙3(契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に 申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継 ぐことがあります。

(ロ) 必要に応じて<u>一般送配電事業者</u>により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。

二 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)二(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
 - b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)二(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て) =電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める算定期間 1か月につ

(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)

き次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額 といたします。

契約容量1 キロボルトアンペア	297円00銭
につき	

(二) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロ	21 円 33 銭
ワット時につき	211133 坂
120 キロワット時をこえ	
300 キロワット時までの 1 キロ	25円80銭
ワット時につき	
300 キロワット時をこえる 1 キ	28 円 75 銭
ロワット時につき	20 门 /3 豉

ホ dポイントの進呈

(イ) 当社は、支払期限日までにお支払いいただいた電気料金に基づき、(ロ)により計算される dポイント数を株式会社NTTドコモへ提供します。当社が株式会社NTTドコモに提供 した情報に基づき、株式会社NTTドコモよりお客さまに d ポイントが進呈されます。進 呈された d ポイントは、株式会社NTTドコモのウェブサイトにてご確認いただけます。 お客さまの d アカウントの ID およびパスワード はあらかじめ当社にお知らせいただきま す

契約がClubTOHOGASに登録されていない場合、お客さまのdアカウントが失効した場合、dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社NTTドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの進呈のための条件を満たさなくなった場合は、dポイントは進呈されません。なお、dポイントが進呈されなくなった場合でも契約は継続いたします。

dアカウントに関する事項およびdポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他のdポイントに関する事項は、dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約によるものとします。

当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。

(ロ) お客さまに進呈されるdポイントは、下表の乗率によって計算いたします。 計算結果は1円未満の端数は切り捨て、1円を1dポイントといたします。

基本料金、電力量料金および燃料	進呈率
費調整額の合計	
(1円未満の端数は切り捨て)	
5,000円未満の場合	2%
5,000円以上8,000円未満の場合	4%
8,000円以上20,000円未満の場合	6%
20,000円以上の場合	8%

(旧) 電気料金プラン約款(2022年12月1日実施)

き次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額 といたします。

契約容量1 キロボルトアンペア	286円00銭
につき	

(二) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロ	21 円 04 銭
ワット時につき	21 门 04 贩
120 キロワット時をこえ	
300 キロワット時までの 1 キロ	<u>25 円 51 銭</u>
ワット時につき	
300 キロワット時をこえる 1 キ	28 円 46 銭
ロワット時につき	20 门 40 豉

ホ dポイントの進呈

(n) 当社は、支払期限日までにお支払いいただいた電気料金に基づき、(ロ)により計算される dポイント数を株式会社NTTドコモへ提供します。当社が株式会社NTTドコモに提供 した情報に基づき、株式会社NTTドコモよりお客さまに dポイントが進呈されます。進 呈された dポイントは、株式会社NTTドコモのウェブサイトにてご確認いただけます。 お客さまの d アカウントの IDおよびパスワードはあらかじめ当社にお知らせいただきま ま

契約がClubTOHOGASに登録されていない場合、お客さまのdアカウントが失効した場合、dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社NTTドコモが定めるdアカウント 規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの進呈のための条件を満たさなくなった場合は、dポイントは進呈されません。なお、dポイントが進呈されなくなった場合でも契約は継続いたします。

dアカウントに関する事項およびdポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他のdポイントに関する事項は、dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約によるものとします。

当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負い ません。

(二) お客さまに進呈される d ポイントは、下表の乗率によって計算いたします。 計算結果は1円未満の端数は切り捨て、1円を1 d ポイントといたします。

基本料金、電力量料金および燃料	進呈率
費調整額の合計	
(1円未満の端数は切り捨て)	
5,000円未満の場合	2%
5,000円以上8,000円未満の場合	4%
8,000円以上20,000円未満の場合	6%
20,000円以上の場合	8%

	(新) 電気料金プラン約款(2023年4月1日実施)	(旧)電気料金プラン約款(2022 年 12 月 1 日実施)
	へ ClubTOHOGAS等によるお知らせ 当社は原則として、契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メールにてお客さまに行います。お客さまが契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メール以外の方法を希望される場合、dポイントを進呈できないことがあります。	へ ClubTOHOGAS等によるお知らせ 当社は原則として、契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メールにてお客さまに行います。お客さまが契約に関するお知らせをClubTOHOGASおよび電子メール以外の方法を希望される場合、dポイントを進呈できないことがあります。
	電気需給約款 15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間が 1 か月に満たない場合は、次のとおり料金を算定いたします。 (1) 基本料金は、別紙 4 (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。 (2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別紙 4 (日割計算の基本算式) (2)により日割計算をいたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。	電気需給約款 15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間が 1 か月に満たない場合は、次のとおり料金を算定いたします。 (1) 基本料金は、別紙 4 (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。 (2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別紙 4 (日割計算の基本算式) (2)により日割計算をいたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。
	 5 電気料金プラン約款の変更および廃止 (1) 当社は、電気料金プラン約款を変更する場合には、電気需給約款2 (本約款等の変更) を適用いたします。この場合、電気需給約款2 (本約款等の変更) において、「本約款」を「電気料金プラン約款」と読み替えて適用いたします。 (2) 当社は、電気料金プラン約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載いたします。 (3) 電気料金プラン約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2 (本約款等の変更) (1) および(2)を適用いたします。この場合、電気需給約款2 (本約款等の変更) (1) および(2)において、「本約款」を「電気料金プラン約款」と読み替えて適用いたします。 (4) 消費税法および地方税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、電気料金プラン約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の本約款によります。 	
別紙	1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の 値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたしま す。	1 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の 値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたしま す。

平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

(新) 電気料金プラン約款(2023年4月1日実施)

 $\alpha = 0.0275$

 $\beta = 0.4792$

 $\gamma = 0.4275$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、料金プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、 燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

燃料費 = (45,900円-平均燃料価格) × (2)の基準単価 1,000

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円以上の場合

燃料費 = (平均燃料価格-45,900円) × (2)の基準単価 1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間(翌年が
	閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
(翌年が閏年となる場合は、翌年の	
2 月 29 日までの期間)	

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して

(旧) 電気料金プラン約款(2022年12月1日実施)

 $\alpha = 0.0275$

 $\beta = 0.4792$

 $\gamma = 0.4275$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、 1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、料金プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、 燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

燃料費 = (45,900円-平均燃料価格) × (2)の基準単価 1,000

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円以上の場合

燃料費 = (平均燃料価格-45,900円) × (2)の基準単価 1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間(翌年が
	閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
(翌年が閏年となる場合は、翌年の	
2 月 29 日までの期間)	

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して

(新) 電気料金プラン約款 (2023 年 4 月 1 日実施)

算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 23銭3厘

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)</u>第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき</u>納付金単価を定める告示(以下、「納付金単価を定める告示」といいます。)および<u>インバランスリスク単価等</u>を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の使用分から翌年3月の使用分に適用いたします。

- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
 - 口 お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までとします。)までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下、「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(旧) 電気料金プラン約款(2022年12月1日実施)

算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 23銭3厘

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油 価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1) ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、<u>再生可能エネルギー特別措置法</u>第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき</u>納付金単価を定める告示(以下、「納付金単価を定める告示」といいます。)および<u>回避可能費用単価等</u>を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の使用分から翌年3月の使用分に適用いたします。

- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- 口 お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までとします。)までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下、「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(新) 電気料金プラン約款(2023年4月1日実施)
3 契約容量の算定方法
契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定いたします。
供給電気方式および供給電圧が交流単相2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単
相3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1 1,000
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたしま
す。
4 日割計算の基本算式
日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
次の算定式に適応する日割計算対象日数には、契約開始日および契約終了日を含みます。
(1) 基本料金を日割りする場合
1か月の基本料金 × (日割計算対象日数/該当月の日数)
端数は、小数点以下第3位で切り捨ていたします。

(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

= 120キロワット時 × (日割計算対象日数/該当月の日数)

= 180キロワット時 × (日割計算対象日数/該当月の日数)

ト時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ、300キロワット時

ロ イによって算定された第1段階料金適用電力量、第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワッ

までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

イ 第1段階料金適用電力量

第2段階料金適用電力量

(旧) 電気料金プラン約款 (2022 年 12 月 1 日実施)

3 契約容量の算定方法

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定いたします。

供給電気方式および供給電圧が交流単相2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト)× 1 000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

4 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

次の算定式に適応する日割計算対象日数には、契約開始日および契約終了日を含みます。

(1) 基本料金を日割りする場合

1か月の基本料金 × (日割計算対象日数/該当月の日数) 端数は、小数点以下第3位で切り捨ていたします。

- (2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合
- イ 第1段階料金適用電力量
 - = 120キロワット時 × (日割計算対象日数/該当月の日数)

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時 当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量

= 180キロワット時 × (日割計算対象日数/該当月の日数)

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ、300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ イによって算定された第1段階料金適用電力量、第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。